

事業主殿

(公社)東基連三鷹労働基準協会支部

職長安全衛生教育講習開催のご案内

職長とは「作業中の労働者を直接指導又は監督する者」と（労働安全衛生法第60条）定められています。

従って職長とは総称に過ぎず、事業場によっては監督、班長、リーダー、作業長等さまざまな名称で呼ぶことができ、また呼ばれております。

製造業（一部業種を除く）、建設業、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業、の各事業者は、作業中の労働者を直接指導又は監督する現場監督（職長）の職務につくことになった者（作業主任者を除く）に対して、労働安全衛生法令第60条に基づく教育を行うこととされています。

つきましては、下記のとおり「職長安全衛生教育」講習（建設業は除く）を開催いたしますので、該当事業場の該当者及びこれから職長の職務につかれる方への受講について、特段のご高配を賜りますようご案内申し上げます。

記

日程	日時	開催場所
1日目	平成30年1月23日(火) 9:10~16:40	三鷹商工会館 3階 (案内図参照)
2日目	平成30年1月24日(水) 9:10~16:40	

1 受講料等(税込)

	受講料	テキスト	合計
会員	¥16,196	¥864	¥17,060
非会員	¥18,356		¥19,220

2 受付締切日 平成30年1月16日(火) 定員:30名

3 受講申込 受講料等を下記口座へお振込みのうえ、受講申請書及びお振込みを確認できるものを当支部宛にFAXしてください。FAX受信後、当支部から受講票をFAXでお送りします。

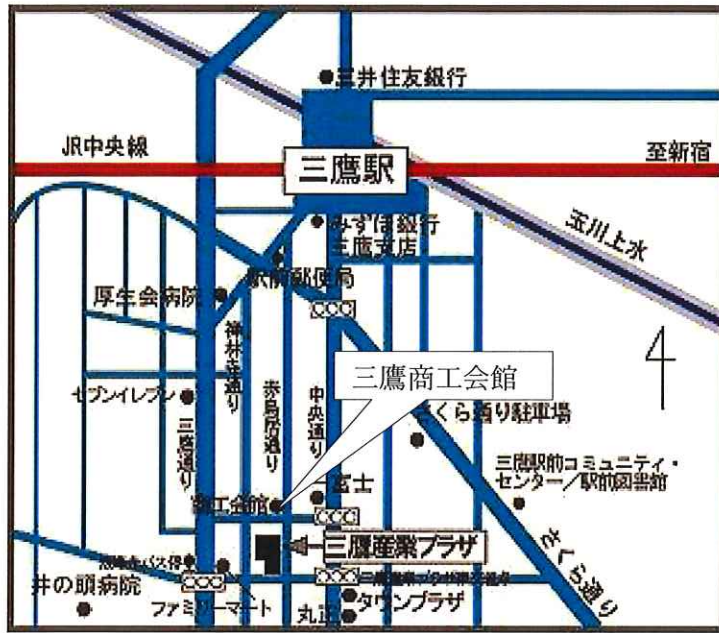
写真2枚 ご用意ください	1枚	受講票に貼付てください。
タテ30mm×ヨコ24mm 裏面に氏名記入	1枚	当支部宛郵送してください。(1/16まで) (公社)東基連三鷹労働基準協会支部 〒181-0013 三鷹市下連雀3-33-13-306

4 振込先 銀行名:みずほ銀行 三鷹支店
口座名義:(公社)東基連三鷹労働基準協会支部
口座番号:普通預金 0201264

5 その他

- (1) 申込後の取消しは応じかねますのでご了承ください。
- (2) 「受講票」は受講日に受付に提示してください。
- (3) 講習終了後に修了証を交付いたしますので、2日目には認印をご持参下さい。

【講習会場】



三鷹商工会館
三鷹市下連雀 3-37-15
TEL: 0422-49-3111

三鷹駅南口徒歩5分

職長安全衛生教育講習受講申請書

(平成30年1月23日～24日)

事業場名		担当者
所在地	〒	電話 FAX
フリガナ 受講者氏名		生年月日 昭和・平成 年 月 日
住所	〒	

FAX宛先 (公社) 東基連三鷹労働基準協会支部 FAX 0422-43-1920

※本件個人情報は、本研修会のみで使用させていただきます。

申込受信確認